

第1回 岡谷市総合教育会議

日 時:平成 27 年 4 月 23 日(木)

午前 9 時～午前 10 時

場 所:市役所 6 階 603 会議室

○ 開会

(小口企画政策部長)

定刻となりましたので、ただ今より、第1回 岡谷市総合教育会議を開催いたします。

私は、この会議の冒頭の進行を務めさせていただく、企画政策部長の小口でございます。
よろしくお願いいたします。

最初に今井市長よりあいさつをいただきます。

○ あいさつ

(今井市長)

会議の開催にあたり、一言、挨拶させていただきます。

本日は、岡谷市総合教育会議の初回ということでお集まりいただきました。教育委員の皆様には、日頃より、岡谷市の教育行政の先頭に立って、その重責を果たされておりますことに感謝を申し上げます。

既に、ご承知いただいているとおり、この4月から、新たな教育行政制度がスタートしたところであります。今回の改革は、昨年度の法改正を受けて、教育行政に対する責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、市と教育委員会の連携体制の強化を図ることなどを目的にしたもので、教育行政全般に亘って、大きな見直しが図られました。その一環といたしまして、市と教育委員会で構成する総合教育会議が創設されたものですが、これまでも教育委員の皆さんとは、教育行政に関する重要な方針の協議、調整をはじめ、折に触れて、教育に関わる懇談などを持つ中で、考え方や情報の共有化に努めてまいりました。こうした積み重ねのある、岡谷市の市長部局と教育委員会の連携の姿は、他のまちに誇れるものと自負しております。

本日より、教育施策の大綱をはじめ、教育行政に関する重要な事項につきましては、総合教育会議で協議、調整をいただくことになります。第4次岡谷市総合計画後期基本計画の重点プロジェクトであります「輝く子どもの育成」を推進し、岡谷市の教育行政をより良い形にしていくためには、この会議の役割が大変、重要になってまいります。

是非とも活発な議論をお願いしながら、この会議を機能させてまいりたいと考えております。本日は、よろしくお願いいたします。

○ 教育委員長あいさつ

(小口企画政策部長)

続きまして、草間教育委員長よりあいさつをいただきます。

(草間教育委員長)

教育委員会を代表して、私から、ひとことご挨拶させていただきます。

市長さんをはじめ、市の関係者の皆さんには、日頃より、岡谷市の教育行政発展のため、大きなご理解とご協力をいただいておりますこと、感謝を申し上げます。

岡谷市教育委員会は、おかや子育て憲章に掲げる理念のもと、学校教育、生涯学習、文化、スポーツの振興など、教育全般にわたり、様々な取組を現在、進めておるところでございます。その中でも、最近では、子ども総合相談センターを中心にいたしまして、長期欠席傾向にあります児童、生徒への対応やいじめ防止対策の推進、また、平成 28 年 4 月に控えました岡谷小学校の統合、安全・安心の学校環境を確保するための小中学校施設の耐震化のほか、本年度から対象年齢が拡大となりました放課後学童クラブの拡充など、教育委員会といたしまして取り組むべき課題が山積しているところでございます。

このような中で、昨年の法改正を受けまして、地方における教育行政制度は、大きな転換期を迎えてまいりました。今後は新制度のもとで総合教育会議の設置と教育大綱の策定を進めるほか、教育委員会といたしましても、新教育長制度を見据えたチェック機能の強化や透明性の高い会議の持ち方が求められております。

こうした時代の要請に対応するべく、岡谷市の教育行政に関わる重要な項目を協議、また、調整する場として、この総合教育会議が設置されました。今後は、市と教育委員会がこれまで以上に一層の連携を図ることで、まちづくりの重点プロジェクトであります「輝く子どもの育成」に向けまして、重要な課題などを市と教育委員会が一緒になって議論し、岡谷市の教育行政をより良い方向へと導いてまいりたいと考えております。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○ 総合教育会議の設置について

(小口企画政策部長)

ありがとうございました。続きまして、総合教育会議の設置につきまして、簡単な経緯と会議の概要などを、企画課長から説明させていただきます。

(山岸企画課長)

企画課長の山岸でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、私から岡谷市総合教育会議の設置につきまして、資料に沿いまして概要などを説明させていただきます。

資料の 1 をご覧ください。総合教育会議は、昨年 6 月の「地方教育行政の組織及び運営に

関する法律」の一部改正を受けまして、全国の地方公共団体が設置するもので、教育の政治的中立性、独立性を確保しつつ、教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理への対応、市長と教育委員会との連携強化を図ることを目的に制度化されたものでございます。

この会議は、法に基づき市長が設置する会議でございます。

(1)でございますが、構成員は、法に基づき市長及び教育委員会とされております。また、会議には、必要に応じまして、関係者又は、識者等の出席を求める場合がございます。本日は、議題に関係する総務部長及び総務課職員が出席しております。

次に、(3)でございますが、市を代表する市長の補佐といたしまして、教育部門を担当される中田副市長の参加をお願いしております。また、この会議が市と教育委員会の対等な会議とするため、議事進行を中田副市長をお願いしております。

次に、事務局となる所管部局は「企画政策部企画課」でございます。また、教育委員会には、この会議の事務の補助執行により「教育総務課」に関わっていただいております。

(5)でございますが、法に基づく会議としまして、会議の設置自体は改正法の施行日であります4月1日からとなっております。また、運営規則につきましては、この会議で定めることとされておまして、後ほど説明させていただきます。

(7)は、この会議の主な役割をまとめております。総合教育会議では、法の規定に基づきまして、「教育大綱の策定」のほか、「教育の条件整備など重点的に講ずべき施策」、「児童生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置」などについて、協議、調整をお願いしたいと考えております。

(8)の会議運営につきましては、会議の招集は市長がいたしますが、教育委員会からの要請による召集もできるようになってございます。

また、会議は原則公開としまして、個人情報等を扱う場合など、非公開によるものを除き、議事録を作成、公表してまいります。

(9)の開催回数は、年2回から3回程度を予定しておりまして、基本的には、新年度の方針決定や予算編成時期など、行政運営の節目に合わせた開催を想定しておりますが、本年度につきましては、教育大綱の策定がございますので、若干、開催回数が増えるものと考えております。

最後のその他ですが、今回の教育委員会制度改革では、教育委員長と教育長を一本化する新教育長制度が盛り込まれております。このため、新教育長制度への移行後におきましては、総合教育会議の構成員も新教育長と教育委員の皆さんという形になってまいります。岡谷市といたしましては、法の経過措置によりまして、新教育長に移行するまでの間、本日の体制により、会議を開催させていただくものでございます。

以上が岡谷市総合教育会議の概要となります。

よろしくお願いいたします。

○ 岡谷市総合教育会議運営規則（案）について

（小口企画政策部長）

続きまして、岡谷市総合教育会議運営規則（案）について、企画課より説明させていただきます。

（白田企画課主幹）

おはようございます。企画課の白田と申します。

私から、岡谷市総合教育会議運営規則（案）につきまして、案の概要について説明させていただきます。

総合教育会議の運営にあたっては、「その運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。」と法により規定されておりまして、今後、「教育施策の大綱の策定」や「教育に関わる諸条件など」について協議・調整を円滑に行うために規則を定めてまいります。

それでは、資料２の岡谷市総合教育会議運営規則（案）をご覧ください。

第２条は、総合教育会議における協議及び調整を行う事項を記載しているものです。２枚おめくりいただきますと、別紙「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の抜粋がございますので、そちらをご覧くださいと思います。第１条の４に掲げる「教育大綱の策定」や「教育を行うための諸条件の整備」、また、「児童、生徒の生命又は身体への被害等、緊急の場合に講ずべき措置」などの協議、調整を行うこととなります。

それでは、資料戻っていただきまして、第３条のところをご覧くださいと思います。第３条は、会議の開催について定めるもので、会議の開催は通知をもって行うこととします。なお、教育委員会が会議の招集を求める場合には、協議すべき事項を示した書面により行うこととしております。また、教育委員が会議を欠席する場合は市長に届けることとなります。

次に、第４条ですが、こちらはこの会議において必要に応じ、関係者もしくは学識経験者から、協議すべき事項に関して意見を聞くことができることから、こうした意見聴取者等の参加を求める場合には、事前に事務局へ通知していただくこととなります。

第５条は、議事進行は中田副市長にお願いしてまいりたいと考えております。

第６条の「議事の確認」についてですが、総合教育会議において市長・教育委員会の双方が十分な協議・調整を行なうこととなりますけれども、その都度、協議事項について会議としての議事の確認を行っていくこととなります。

第７条の「緊急を要するための措置」を定めておりますけれども、こちらは教育委員へ会議通知等を行なう時間的な余裕がない場合の、特に緊急時の事案を想定しており、この様な場合には、教育委員は協議事項等を教育長に一任することができる、としております。

続きまして、第８条でございますが、会議は原則公開としますが、個別の事案において個人情報保護を必要がある場合や公益を害する恐れがあると認められる場合は、当該会議で非公開を決定した事案は公開しないこととします。

第９条は、会議録を作成し、公表することとなりますが、前条の第８条における「非公開

とした会議」の会議録は公表しないことといたします。

最後になりますが、第 10 条の事務局は、企画政策部が担当してまいります。

以上、岡谷市総合教育会議の運営規則（案）となります。よろしくお願いいたします。

（小口企画政策部長）

ただいま会議の運営規則につきまして、説明させていただきました。内容に関しまして、何かご質問等があれば、お出しをいただきたいと思います。

（小口企画政策部長）

よろしいでしょうか。

ないようでございますので、それでは、規則につきましては、案のとおり制定をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、本日の議事に入らせていただきます。以降につきましては、ただいま承認をいただきました会議運営規則に基づきまして、議事進行を中田副市長にお願いいたします。

（中田副市長）

改めまして、皆さんおはようございます。副市長の中田でございます。

ただいま総合教育会議の運営規則を定めていただきましたが、この中で当会議の進行につきましては、副市長が担当ということになっておりますけれども、市長さん、教育委員長さんのごあいさつにもありましたとおり、新しい教育制度の下、設置されましたこの岡谷市総合教育会議であります。この中で岡谷市教育大綱等を、方向付けをしていくという大変重要な案件をご議論いただくこととなるわけであります。そういった点で、会議の進行という大変重い職を担うことになったところでありますけれども、何とか皆様のご協力の下に精一杯努めさせていただきたいと、そんなふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○ 議事

1. 岡谷市教育大綱の策定について

（中田副市長）

それでは、さっそく次第に沿って本日の議題に入らせていただきます。

最初に議題の 1、「岡谷市教育大綱の策定について」説明をお願いします。

（吉澤教育部長）

教育部長の吉澤です。よろしくお願いいたします。

この教育大綱であります、地方公共団体の長が定めるものとされておりますけれども、内容は教育行政の全般的あるいは専門的な内容になりますので、補助執行をする教育総務課からご説明をさせていただきます。資料に基づきまして担当より説明させていただきます。

すので、よろしくお願いいたします。

(両角教育総務課主幹)

おはようございます。教育総務課の両角でございます。

これから策定を進めてまいります教育大綱、どのような形で確認していったらよろしいかという内容で本日は提案をさせていただきますので、着座にてご説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、お配りしました資料の 3 に沿ってお話をさせていただきます。

まず、これからこの会議の役割でございます教育大綱の策定でございますが、位置づけの確認をさせていただきます。

1 (1) でございます。これは先ほどの法の抜粋のところに書いてあることそのままでございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3 で、昨年度新たに規定されたものでございます。第 1 項といたしまして、下線を引いておりますところはその趣旨となります。「地方公共団体の長は、」中段は省略しますが、「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。」ということでございますので、市長さんが大綱を定めなければならないという、義務づけでございます。

第 2 項としまして、「地方公共団体の長は、大綱を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ総合教育会議において協議をするものとする。」ということでございます。これを受けまして、総合教育会議に協議・調整をするということでございます。

第 3 項としまして、「大綱を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。」ということで、この会議の内容の議事録を作成し、公表してまいります。

また、第 4 項でございますが、こちらの規定につきましては、「地方公共団体の長に対して、教育委員会が管理し、執行する事務を執行する権限を与えるものと解釈してはならない。」ということでございます。市長が定める教育大綱でございますが、独立した機関であります教育委員会の権限を与えたと解釈してはならないということが書かれております。

この法を受けまして、昨年 7 月に文部科学省から今回の教育行政に関わる通知が示されております。以下については、その内容を整理したものということで教育大綱をどのような定義で、どのような内容を記載すればよろしいのかということをもとめたものでございます。

まず、(2) の①としまして、「大綱は教育行政に関する総合的な施策目標及び根本となる方針を定めるもので、詳細な施策について策定することまで求めるものではない。」ということが書かれております。これに沿って大綱の策定を進めてまいります。

また、法に規定する先ほどの部分の第 1 項では、基本的な方針を「参酌する」ということが説明されております。この「参酌する」とは、「参考にするという意味」でございます。また、この第 1 項の中では、何を言っているかといいますと、国の定めている教育振興基本計画、現行の計画がございます。その部分のうち、第 1 部、第 2 部のうち成果目標の部分を

参考にして、地域の実情に応じて策定をしていただきたいということでございます。

また、この通知の中では対象となる期間についても考え方が示されておりまして、大綱の策定期間としましては、おおむね4～5年を想定していると、これは例えば市長の任期が4年でありますとか、国の期間が5年であることを踏まえて4～5年というふうに言われております。

⑤は先ほどの第4項の通知の中でも示されている内容です。

それでは、どのように記載事項を整理したらよろしいかということで、(3)でございます。

①ですが、「予算、条例等の市長の有する権限に係わる事項の根本となる方針」が記載すべき事項として考えられる、ということです。

それから、②は「大綱は総合教育会議において、十分に協議、調整を尽くすことが肝要である。」ということです。

また、③でございます。「市長と教育委員会が合意し、大綱に記載した事項については双方が尊重」しなければいけないということで、尊重義務というふうに説明されております。

ただし、④でございますが、「大綱の調整未了」、調整がされずに記載されることも想定できるわけですが、そうしたものを記載してもそれぞれの尊重義務は負わないということでこういうような考え方に基づいて、大綱を策定してほしいということでございます。

それから、具体的にこれから策定をしていく大綱でございますが、その他の計画についても考え方が示されております。教育振興計画や他の計画を定めていて、この総合教育会議において、大綱に代えると判断した場合には改めて大綱を策定する必要はないということでございます。こうした考え方を基に、定めないこともできるということでございます。

もうひとつは、新たな市長が就任し、新たな大綱を定めた場合、その内容が既存の計画と大きく異なるときには、既存計画を変更することが望ましいということでございます。教育大綱は既存計画にも影響をするような内容となっております。こうしたことを整理しますと、1ページの一番下でございます。これから策定を進めてまいります教育大綱とは、地域の教育の目指すべき姿を明らかにするものとして、策定を進めるということになります。

2ページでございます。それでは、具体的にこれから作ってまいります大綱でございますが、まちづくり、子育ての基本理念でございます。これはどの時代でもまちづくりや子育てに関わる市民共通の普遍的な理念を岡谷市は制定してございます。一つには市民憲章、もう一つはおかや子育て憲章。これはどんな時代でも基本となる理念として、こういった方向でものを考えるということになります。

そして、3ページでございます。先ほど説明しました既存計画となるものでございます。第4次岡谷市総合計画でございますが、岡谷市は総合計画を定めております。これは(1)の説明のところでございます。総合計画は、まちづくりの長期的な展望のもとで、行政運営の基本となる方向を総合的かつ体系的に示しております。行政運営の最上位計画に位置づけられるものでございます。下にイメージ図、三角形のピラミッドの階層が示してあります

が、こうした階層の中でまちづくりの将来都市像を目指すための基本的な方針、これは言い換えますと施策の大綱とすることができます。これを明らかにした「基本構想」を最上位に置きまして、中期5ヵ年の施策を体系的に示した「基本計画」とその具体的な実施事業を示す「実施計画」の階層からなっております。

そのピラミッドの横には現行の計画期間がありますが、基本構想は10年間、これは平成21年に策定し、平成30年までの計画でございます。それから前期、後期の基本計画はそれぞれ5年間で制定しておりますが、現在、平成27年は後期基本計画の2年目という位置づけとなります。その下の吹き出しにございますように、まちづくりのグランドデザインとなります「基本構想」は、以前は地方自治法に基づき、議会の議決を得て策定したもので、策定にいたるまでには市民総参加のまちづくりの中で、市民の意見を聞きながら策定をしてきたというような大変重要な計画でございます。その計画の中で、将来都市像である「みんなが元気に輝く たくましいまち岡谷」を実現するために5つの基本目標を定めております。この5つの基本目標のうちの基本目標4、これがまさに「生涯を通じて学び、豊かな心をはぐくむまち」ということで、教育行政にかかわる岡谷市のもつ最上位の指針というところでございます。また、後期基本計画の重点プロジェクトも定めておりまして、「たくましい産業の創造」「輝く子どもの育成」「安全・安心の伸展」という中では、「輝く子ども育成」に関わる部分が教育行政の推進に関わる計画の位置づけとなっております。一番下の枠の中にありますように、現行の計画の中で、まちづくりにおける施策の大綱が定められております。それは第4次岡谷市総合計画であります。それを、教育行政に関わる基本的な施策の大綱と位置づけたからには、現行では基本目標の4、「生涯を通じて学び、豊かな心を育むまち」の施策体系というのは、これは既存計画となりえるものだと整理させていただいております。

おめくりいただきまして、4ページでございます。

一方で、これから策定を進めてまいります大綱策定のための基本的な考え方ということで、大綱のベースとなるものということで、国のほうから参考にすべき、参酌せよというのが示されておりますが、こちらについては国の教育振興基本計画がございまして。この計画に基づいて、県でも同じように参考にしながら策定するというものでございますが、その母体となります国の計画では4つの基本的な方向性とそれに基づく8つの成果目標というのが示されております。基本的な方向性はお示ししております4つでございます。それから、成果目標は具体的数量、数値で示されているものではなく、こういう状態を示すというものを掲げているというところでございます。例えば、1番では「生きる力の確実な育成」、これは想定されますのは幼稚園から高校まででございます。「課題探求能力の習得」というのは大学に関わるところでございます。こうしたものを参考にしながら、大綱を策定してほしいということでございます。

もうひとつございますが、先ほどから説明しております教育施策に関する既存計画というのが、岡谷市の場合には第4次岡谷市総合計画基本構想が一番のベースになってくると

いうことでございます。その中段に基本目標から展開している政策、またその下に体系されている施策を示しておりますが、これが岡谷市の最上位の計画ということでございます。参考としまして、5，6 ページには現行の基本構想から基本目標 4 を抜き出したものを整理してございますが、これが基本構想の内容でございます。後期基本計画ではこの下に施策展開をするための考え方を性格として位置付けているというのが現状でございます。

また、昨年度でございますが、教育部門ですと、第 5 次生涯学習推進計画が策定されました。このほかにも、スポーツ推進計画が策定されたところであります。その他の個別計画につきましてもその元となりますのは、この総合計画の体系に基づいて、それぞれの分野での施策の展開を図って、定めております。教育大綱を策定していく場合には、総合計画をもっとも大切にする必要がございます。

これからは大綱ということで、(2) でございますが、計画の策定を進めてまいります。総合教育会議における協議、調整事項としまして、大綱策定に向けまして基本的な方針を 3 つ提案させていただきたいと思っております。

骨子として説明させていただいた内容をこれから策定していくことになってまいります。国から示されておりますように、基本の計画がございます。そちらを基本に置きながら、教育行政における既存計画を基本に置き、必要な見直しを行って教育大綱を策定してまいりたいというのが、1 点。

また、策定期間でございますが、こちらについては国の担当者からの説明では、今年度法が施行されますので、今年度中には策定をしていただきたいというような要請をいただいております。これを受けまして、岡谷市としましての教育大綱につきましては平成 27 年度中に策定をしてまいりたいと考えております。策定作業を踏まえますと第 3 四半期から第 4 四半期ころを目途してまいりたいというところでございます。

もうひとつは教育大綱の設定する計画期間ですが、今年度の策定でございますと、先ほど説明しました総合計画の計画期間が 30 年までというところでございますので、こうした期間に合わせるとしますと、27 年度から 30 年度までの期間として位置づけてまいりたいと考えております。

この 3 つを基本的な方針としまして、これから策定作業に入らせていただければというところでございます。国から示されている通知等を踏まえますと、このような考え方でこれからの調整を進めさせていただければと考えております。この資料説明は以上でございます。

(中田副市長)

何か補足はありますか。

それでは、議題の岡谷市教育大綱の策定についてであります。本日の総合教育会議でお話いただく部分は、このこれから策定する教育大綱について、基本となる考え方やどのような内容でまとめるかという骨格の部分を提案させていただきました。

本日は、この部分の確認をお願いいたしまして、今後の具体的な検討等を進めさせていただきたいと考えております。具代的な提案をさせていただきましたが、今、説明をさせていただきましたこの内容について、ご質問やご意見がありましたら、お出しをいただきたいと思います。

(今井市長)

1 ページ目のところの(3)②がこの会議のポイントかと思っております。大綱は総合教育会議において協議、調整を尽くすことが肝要であるので、実際に具体的に形になる前に、皆さんに協議、調整を十分尽くしていただきたいと思いますと思っております。いろんなご意見をいただく中で、修正をかけていきたいと思しますので、よろしくお願いします。

(中田副市長)

それでは、ないようでありますので、先ほど説明がありましたが、4 ページの(2)の大綱策定に向けた基本方針(案)という書き方をさせていただきますが、この中で、1 つとして、大綱は、教育行政に関する既存計画を基本に置き、必要な見直しを行い、教育大綱として策定することとされております。それから、策定期間につきましては、本年度中に策定をしていきたいということ、それから、計画期間については、本年度 27 年度から平成 30 年度までの 4 年間、これを大綱策定にあたっての基本方針とさせていただきたいというないのでございますので、この点は、皆さんよろしいでしょうか。

はい。

(中田副市長)

ありがとうございました。

それでは、ご確認をいただきましたこの考え方により進めさせていただきたいと思しますので、よろしくお願いいたします。

2. 岡谷市いじめ防止等のための基本方針(案)について

(中田副市長)

それでは、次に議題の 2 番目「岡谷市いじめ防止等のための基本方針(案)について」、説明をお願いします。

(吉澤教育部長)

よろしくお願いします。平成 25 年度にいじめ防止対策推進法という法律が制定されました。これに基づく、いじめの防止等のための基本的な方針によりまして、国と学校には一定の義務付けがされまして、岡谷市の小中学校では昨年度策定をいたしたところであります。

また、地方公共団体におけるこの基本的な方針の策定というのは努力義務とされております。しかし、これを踏まえまして、市の教育委員会におきまして昨年度から検討を行い、策定に向けての準備をしてきたところであります。この基本的な方針は、先ほど冒頭にありましたように岡谷市総合教育会議の協議、調整する事項に該当するものであります。つまり、児童生徒の生命、身体の保護等、緊急の場合に施行する措置の元となる方針として、この会議におきまして協議をいただく事項となるものであります。それでは、詳細の説明を担当からさせていただきます。

(小口教育総務課主幹)

よろしくお願いします。教育総務課の小口と申します。

これまで基本方針につきましては、市及び市教育委員会それぞれで議論を重ねて本日の会議にいたっております。本日は総合教育会議で改めてご説明をさせていただきたいと思っております。

今回の方針策定にあたりましては、長野県が平成 26 年度当初に策定しました基本方針をベースに、わかりやすく整理したり岡谷市らしさを加えたものとなっております。

おめくりいただきまして、目次をご覧ください。組み立てをご案内したいと思いますけれども、まず、この基本方針を策定する意味合い、いじめの定義等を最初の部分でお示しいたしまして、その後、市における取組、学校における取組、重大事態への対処という大きな括りで書き進めておるものでございます。最後に参考資料を載せまして、本文全体では 12 ページの構成となっております。

1 ページ目のところでは、基本的な考え方といたしまして、市民憲章や子育て憲章に触れ、心の育ちを大切にしたい思いやりのある子の育成について説明しております。終わりのほうに四角く囲っておりますけれども、いじめ問題に関しましては、未然防止、早期発見、早期対応の 3 本柱ということで整頓しております。

2 ページ目からは、市における取組のうち、まず組織について説明しております。子ども教育支援チームで練りあげられた方向性を、各校の代表が出席しているいじめ防止対策推進委員会で実践するという流れについて、フローチャートで説明しております。

3 ページ目をご覧ください。具体的な取組についてでございます。本市における特徴的な点を加えてまとめてあります。ところどころに、トピックスを囲いで入れ込んで、読みやすい構成を心がけてまいりました。特に、3 ページ目の③番のところになりますけれども、本市で継続的に実施されてまいりました「子どもたちによるいじめ根絶運動」のことを大きく取りあげております。

4 ページの中ほどからですけれども、学校における平常時の取組ということで、最初に説明した 3 つの柱を中心に記載してございます。

5 ページ目になりますけれども、ここからが 3 つの柱についてになりますが、本市ではいじめは起きてからでなく起こさないこと、未然防止を最も重視しています。5 ページ目の下

の②というところ、早期発見のところになりますが、いじめ事案について、「冷やかしか悪ふざけではないか」と学校現場で捉えがちになってしまう、という一文を敢えて加えて留意するように記載しております。

おめくりをいただきまして、7 ページをご覧ください。③というところで、早期対応について書いております。いじめにつきましては、いじめられた子、いじめた子への適切な対応だけではなく、いじめを知らせてくれた子や周囲の児童生徒へのケアについても考えなくてはいけないと考えており、子どもたちによるいじめ根絶運動の現在のテーマと合致していると考えております。

7 ページの後半から 10 ページまでは、重大事態への対処について法に従いまして、手順を記載しております。10 ページにはフローチャートで示してございます。

まず、8 ページの最初の囲いのところで、重大事態というのはどういったものなのかというところを確認しております。

それでは流れをご説明いたします。まず、重大事態が発生したときには、学校では速やかに初期対応を行いまして、本人の安全確保、保護者への連絡、必要な箇所への連絡等を行います。市教委では、報告がまいりますと、私どものほうで市長への報告を行いまして、調査の主体を学校か市教委のどちらが実施するか、判断をして実施することになります。ここで調査を行いますが、市長部局のほうでは調査が十分ではなかった、あるいは必要と認めるときは再調査を行って、利害関係のない専門家による第三者の調査機関を組織しなければならないとしております。再調査をおこないましたときは、プライバシーに気をつけながら、市議会のほうに報告が必要となります。

総合教育会議の役割についても書かせていただきましたけれども、調査結果を鑑みての必要な予算の確保等の措置、それからこの基本方針の見直しにあたりましても協議・調整を図る場であることを書き入れました。以降、必要に応じて本基本方針を見直すこと、参考資料として、本市の子どもたちの声が反映されたメッセージや、チェックリストを載せてあります。説明は以上になります。よろしく申し上げます。

(中田副市長)

ありがとうございました。補足はございますか。

それでは、ただいま説明がありましたが、児童、生徒の緊急時に講ずべき措置につきましては、この総合教育会議として協議、調整を行うという重要な項目となっております。また、この基本方針であります、それらの基本となる部分につきましては、教育委員会と市、双方の役割を位置付けるものになってまいります。

ただいまの説明のあった基本方針案等につきまして、何か、ご質問やご意見があったらお出しをいただきたいと思います。

(今井市長)

これは通常にやっていることを文字におとしたということだよね。ひとつには市長のほうでいろいろあれば再調査を行うということが、市長部局の権限として追加となったところかなと。

(草間教育委員長)

今度は新たな総合教育会議を立ち上げたということで、今までと大きく変わる点がどこなのかというと、市長部局の企画部門と教育の連携というところだと思います。

(今井市長)

なかなか難しいテーマなんですけれども、手探りの部分があると思っております。我々もこれまで必要な時、それから定期的な懇談を重ねさせていただいているので、そういう意味では岡谷市は教育委員会と市長部局がよい形を構築してきたのかなと思います。これを会議という形にうつしたものだと思っております。あまり今までと変わるものではないと思います。ただ、法律の中で、いじめの問題なんかもそうなんです、市長部局がもう少し強く出てきなさいというところ、責任の主体を明確化しなさいということになっているかなと。私たち市長部局とすれば、責任が重くなるとそういうイメージでとらえております。いい悪いは別ですが、今までは教育のことは教育委員会さんお願いねとしてきたことが、私たちにも一緒になって責任をもっていかなければいけないと、そういう捉えをしております。

(草間教育委員長)

緊急性とか、時間がないという場合もありますが、より連携を密にしていきたいと思っております。

(岩本教育長)

いじめの件にかかわっては、学校現場の先生が一生懸命取り組んでいるわけでありましてけれども、ややもすると学校の中だけでなんとか解決しようという多少思いがあったんじゃないかと反省をしております。そのことをもっとしっかりと皆さんに公開をして、みんなの力でいじめの防止、あるいはいじめがあったときにどう対応していくかということを考えていきたいと思っております。

いじめは岡谷市でも残念ながらまだあるわけなんですけれども、そのときには人権擁護委員、保護司の皆さん、本当に地域の皆さんに関わっていただいて、大変ありがたい助言をいただいているところでございます。それに加えて、市長さんをはじめ、皆さんのご支援をいただけるということは大変ありがたいことだと思っておりますので、これまで以上に連携を密にしながら、やっていけたらよいなと思っております。

(小野教育委員)

いじめ防止等のための基本方針、そのものがでること自体が、それぞれの現場サイド、各部署での対応がこの方針案にのっとって、基本ができるということが最大の効果だと思っております。ぜひ、一般の皆さんにもホームページにも公開されるものと思いますけれども、広く周知ができればこの基本方針ができた甲斐があると思っております。

(倉田教育委員)

いじめ防止ということがとても大きな、防止というのがとても大切なことだと捉えております。起きてからではなく防止、そのためには子どもの育ちというのが、いじめだけではなく、いろんなところにかかわってくるものではないでしょうか。先ほど教育長さんもおっしゃっていましたが、教育委員会の中だけで解決できる問題だけではない、たくさん問題がすでにでております。防止に関しても、そういうことをしない子どもを育てるためにはみんなで考えなくてはいけない。そのためにはこういう基本方針があって、そしてこういう取組、総合教育会議ができるという、みんなで協力して横のつながりの中で子どもたちを支えていける場になることを期待しておりますし、ありがたいと考えております。

(橋爪教育委員)

倉田さんから、防止ということにすごく意味があるということでしたが、このいじめを防止しようということできっちり取り組むことができると、ほかのさまざまな問題を防止することにもつながると思いますので、そういう意味でもこの基本方針を大切にしながら幅広く取り組んでいただきたいと考えております。

(太田教育委員)

今までもこういう対応を基本的にしてきたということをはっきり、きちんと明文化し、市民の皆さんに告知をしていくということになろうかと思いますので、逆にこれをより実効性のあるものにしていくという点ではこれに加えて、何らかの形で市民の皆さんから見たときに、例えば子ども総合相談センターだとか、皆さんが何か困った時に、もちろん学校を経由することもできますが、こういうアプローチもできますよということをわかりやすく、せっかく今こういった形で整っているの、ぜひこれをもし困ったらこういう風に活用してくれという分もさらに加えて告知をすることによってより実効性のあるものになると思っておりますので、わかりやすい案内を工夫するといいのかなと思います。

(今井市長)

ホームページには掲載される予定ですか。

(小口教育総務課主幹)

掲載いたします。

(中田副市長)

それでは、この基本方針の案でございますけれども、これまで、教育委員会の中でもご議論をいただいたと思いますが、市長部局としても中身の検討をさせていただいて、調整を進めてまいりました。今日はその結果ということでご理解をいただきたいと思います。特にこの内容についてご異議がないようでしたら、この会議としてこの案を正案としていきたいということでご確認いただきたいと思います。皆さん、よろしいでしょうか。

(異議なし)

(市長)

これが協議、調整が整ったということですね。

(中田副市長)

さらにこのことにつきましては、市と教育委員会それぞれで正式に基本方針を決めていくことになろうかと思います。

3. その他

(中田副市長)

それでは本日の議題の「その他」ですが、この際、皆さんからご意見等ありましたら、お出しをいただきたいと思います。

(草間教育委員長)

せっかく第1回目の会合ですので、市長部局の紹介をお願いしたい。

(自己紹介)

(今井市長)

条例の関係で総務部が入っております。

(中田副市長)

企画政策部が所管しておりますが、法的に絡んでいる部分があるので、そういった部分で総務課も入っております。最終的ないじめの関係は法的な部分で、何か事案が起きた場合、最終的に市側として総務課で法的な部分を担当するということで参画をさせていただきしたので、よろしくお願いいたします。

そのほかございますか。

よろしいでしょうか。本日予定した議題は以上となります。今日のまとめということで、岩本教育長からまとめをお願いしたいと思います。

(岩本教育長)

本日は第 1 回目の総合教育会議ということで、開催をされましたこと、本当に感慨深いことであり、感謝にたえないところでございます。

市長さんの冒頭のごあいさつにもありましたけれども、これまでも市長さんと折に触れて教育に関わる懇談の場を何回かもたせていただきました。それに加えてこの総合教育会議を開催していただきましたことは岡谷市の教育行政の力強い推進力になるのではないかと確信しているところでございます。本日の会議の中では、岡谷市の教育大綱の策定に向けて、その骨格となるところをご提案いただいたわけであります。岡谷市の教育の目指すべき姿を明らかにすることの意義、責務を改めて感じたところでございます。

市長さんの幅広い視野からのお考えを私どももしっかり受け止めさせていただきながら、よりよい教育大綱策定に向けて、総力を挙げて取り組んでまいりたいとそんなふうに思っております。また、岡谷市いじめ防止等のための基本方針につきましては、言うまでもなく子どもたちが安心して、そして充実した学校生活を送るための基盤をなす大変重要な中身かと思っております。本日いただいたご意見等を参考にさせていただきながら、この方針につきましても、さらに学校の先生方、保護者、あるいは地域の皆さん、それから市当局の皆さんの思いを加味して、よりよい子どもたちのための基本方針を策定してまいりたいと考えております。

今回は初回ということで、多少手探りの部分があつてなかなか思う存分というわけにはいかなかったわけですが、2回、3回と回を重ねていく中で、活発な意見交換ができればいいなと思っております。市長さんに負けないようにしっかりと勉強をして、この会議に望みたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。今日はありがとうございました。

(中田副市長)

大変ありがとうございました。不慣れな進行で大変ご迷惑をおかけしました。

それでは以上で、本日、予定した議題は全て終了となりますので、進行につきましては、事務局にお返しいたします。

(小口企画政策部長)

真剣なご議論をいただきまして、大変ありがとうございました。

なお、次回の会議の予定でございますけれども、8月頃を目安といたしまして教育大綱の素々案という形でお示しをして、ご協議いただければと思いますので、よろしくお願いいた

します。会議の具体的な日程につきましては、改めて調整させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

以上をもちまして、第1回岡谷市総合教育会議を終了させていただきます。
大変お疲れ様でした。